

令和4年 第74回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

令和4年8月25日開会

令和4年8月25日閉会

坂井地区広域連合議会

令和4年 第74回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（令和4年8月25日）

| | |
|-----------------------------|----|
| ○議事日程 | 2 |
| ○出席議員 | 3 |
| ○欠席議員 | 3 |
| ○地方自治法第121条により出席した者 | 3 |
| ○事務局職員出席者 | 3 |
| ○開会の宣告 | 4 |
| ○広域連合長招集挨拶 | 4 |
| ○開議の宣告 | 4 |
| ○諸般の報告 | 5 |
| ○行政報告 | 5 |
| ○会議録署名議員の指名 | 6 |
| ○会期の決定 | 7 |
| ○認定第1号から議案第10号の一括上程、提案理由の説明 | 7 |
| ○一般質問（17番 畑野麻美子議員） | 12 |
| ○ 〃 （12番 辻人志議員） | 20 |
| ○ 〃 （15番 永井純一議員） | 23 |
| ○認定第1号から議案第10号の質疑、討論、採決 | 29 |
| ○議員派遣の件 | 33 |
| ○閉議の宣告 | 33 |
| ○広域連合長閉会挨拶 | 33 |
| ○閉会の宣告 | 34 |
| ○署名議員 | 34 |

1 第74回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

令和4年8月25日(木)
午後1時20分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提案理由の説明
日程第 4 一般質問
日程第 5 認定第1号 令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定
について
日程第 6 認定第2号 令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出
決算認定について
日程第 7 認定第3号 令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出
決算認定について
日程第 8 議案第8号 令和4年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)
日程第 9 議案第9号 令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算
(第1号)
日程第 10 議案第10号 令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算
(第1号)

追加日程1 議員派遣の件について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（18名）

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 三 上 寛 了 | 2 番 林 豊 夏 | 3 番 廣 瀬 陽 子 |
| 4 番 青 柳 篤 始 | 5 番 鍋 嶋 邦 広 | 6 番 山 田 秀 樹 |
| 7 番 島 田 俊 哉 | 8 番 戸 板 進 | 9 番 佐 藤 寛 治 |
| 10 番 北 浦 博 憲 | 11 番 伊 藤 聖 一 | 12 番 辻 人 志 |
| 13 番 堀 田 あけみ | 14 番 川 畑 孝 治 | 15 番 永 井 純 一 |
| 16 番 室 谷 陽一郎 | 17 番 畑 野 麻美子 | 18 番 山 川 知一郎 |

4 欠席議員（0名）

なし

5 説明のために出席した者の職氏名

| | |
|------------------------|---------------|
| 広域連合長 池 田 禎 孝 | 副広域連合長 森 之 嗣 |
| 事務局長 高 田 八千代 | 事務局次長 宮 川 利 秀 |
| 代表監査員 嶋 屋 昭 則（13：54退出） | |

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------------|-----------------|
| 議会事務局書記 長谷川 浩 幸 | 議会事務局書記 栗 林 沙也花 |
| 議会事務局書記 奥 出 宇 啓 | |

7 議事の経過

午後1時20分 開 議

第74回坂井地区広域連合議会定例会

(午後1時20分 開議)

○事務局主事(長谷川浩幸) 御起立願います。一同、礼。

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長(堀田あけみ) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより第74回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。

◇広域連合長招集挨拶◇

○議長(堀田あけみ) 開会にあたり、広域連合長から招集の挨拶があります。池田広域連合長。

○広域連合長(池田禎孝) 第74回坂井地区広域連合議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。議員各位には、公私ともにご多忙のところご参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、8月上旬には大雨による大規模災害が県内各所で発生しておるところですが、令和3年度介護保険制度改正によりまして、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするため、全ての介護サービス事業者に対して、令和6年までに事業継続計画(BCP)を策定することが義務付けられております。広域連合といたしましても、第8期介護保険事業計画に災害や感染症対策に係る体制整備を施策の柱に掲げておりまして、自然災害あるいは新型コロナウイルスなどの感染症から高齢者を守るため、福井県や関係市、介護サービス事業所などと連携し、円滑な支援が行えるよう取り組んでいるところでございます。議員皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご案内のとおり、本定例会は、令和3年度歳入歳出決算認定に関するもの3つの議案、それから令和4年度補正予算に関するもの3議案、合計6議案の審議をお願いするものでございます。各議案の内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますよう何卒お願い申し上げます。

◇開議の宣告◇

○議長（堀田あけみ）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（堀田あけみ）諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、議長から出席を求めた者を報告いたします。池田広域連合長、森副広域連合長、高田事務局長、宮川事務局次長、嶋屋代表監査委員以上であります。次に、議会事務局主事にその他の報告をさせます。

○事務局主事（長谷川浩幸）

それでは、報告いたします。本定例会に広域連合長より提出されました案件は認定3件、議案3件でございます。以上でございます。

◇行政報告◇

○議長（堀田あけみ）次に、広域連合長の行政報告を求めます。池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について、令和4年4月から7月までの4ヶ月間における事業報告を申し上げます。代官山斎苑の利用状況ですが、坂井市三国町で104件、あわら市で111件、準管内で1件、管外で2件の、合計218件となっております。また、霊柩車の使用状況は、坂井市三国町で100件、あわら市で101件、準管内で1件、管外で1件の、合計203件でございます。霊柩車の自宅廻りの利用状況は、坂井市三国町25件、あわら市で19件、の合計44件でございます。待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえるよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底してまいります。代官山墓地の貸付けにつきましては、市役所窓口や石材店へのチラシやパンフレットの配布や広報への掲載を行い、利用者増

加に努めております。次に、さかいクリーンセンターでの受入状況でございます。生し尿が534キロリットル、浄化槽汚泥等が2,846キロリットル、合計3,380キロリットルで、前年度同期と比較しますと、7.5%の減少となりました。肥料の配布状況につきましては、注文に応じ生産しておりますが、配布量は588袋となりました。昨年度と比較し、72袋、10.9%減少しています。なお、運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い、適切に管理されていることを確認しています。また、今年度は、し尿等収集運搬車両の許可車両を3台減車しており、6月に助成金の支払いを行っております。

次に、介護保険課所管でございます。まず、本年度当初保険料の賦課状況についてですが、7月11日に特別徴収、普通徴収合わせて35,525人に納入通知書を発送し、調定額は総額26億8,686万8,580円となっております。本年度の保険給付の状況は、8月支払分までで保険給付費が、34億7,484万円で前年度同月と比較いたしますと5,772万円1.6%の減となっております。次に、主な事業等の実施状況について申し上げます。まず、介護認定、認定調査状況ですが、介護認定調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により、更新認定調査11件については調査ができず期間延長措置を適用しました。その他の調査は、施設や病院のご協力のもと、感染予防を徹底し調査を実施しており、認定結果は早急に申請者へ届け介護が必要な方が適切に介護サービスを利用できるよう努めております。次に、介護給付費等適正化事業について申し上げます。介護給付費等の適正化を図ることは、不適切な給付を削減する一方で、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の円滑な運営に資するものです。まず、ケアマネジメントの適正化ですが、介護支援専門員には適切なケアマネジメントが求められ、その役割や資質はますます重要性を増しています。当広域連合といたしましても、ケアプランの質の向上を目的に居宅支援事業所等のケアプラン点検を行っております。現在までに、居宅事業所等10事業所において面談による点検を、3事業所において書面による点検を行いました。また、9月にはケアマネスキルアップ研修をリモートにより開催する予定です。次に、事業所や施設に対する指導等ですが、7月末までに8法人21事業所に対し実地指導を、1法人2事業所に対し監査を実施しており、2月には全ての事業所を対象とした集団指導を開催する予定です。今後とも、保険者として介護サービス事業者の質的向上を支援してまいりたいと考えております。以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（堀田あけみ） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 青柳篤始議員、5番 鍋嶋邦広議員を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（堀田あけみ） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◇認定第1号から議案第10号の一括上程、提案理由及び議案内容の説明◇

○議長（堀田あけみ） 次に日程第3、提案理由の説明に入ります。

認定第1号から議案第10号まで、議案6件を一括議題といたします。上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝） ただいま上程されました、認定第1号から議案第10号までの6議案について、提案理由を申し上げます。

まず、認定第1号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第3号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計をはじめとする各会計の令和3年度歳入歳出決算を、監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので、議会の認定をお願いするものでございます。次に、議案第8号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,568万4千円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,470万9千円とするものです。その主なものは、令和3年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正するものです。次に、議案第9号、令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3億9,050万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億6,774万円とするものです。その主なものは、令和3年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正、基金に1億7,661万7千円を積立て、国・県・支払基金精算返還金等として2億398万7千円を計上するものです。

次に、議案第10号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ10万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ242万8千円とするものです。

その主なものは、令和3年度代官山墓地特別会計の決算が確定したことに伴い、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものです。なお、各会計の決算及び補正予算の内容につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）それでは、私から認定第1号令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第10号令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）についてまでの6議案について、その概要をご説明、申し上げます。まず、認定第1号令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。議案書綴りの一般会計歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。歳入5億1,458万7,972円、歳出4億8,720万5,050円、歳入歳出差引額は、2,738万2,922円となったものです。次に、19ページをご覧ください。一般会計の実質収支に関する調書です。区分4の翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の2,738万3千円となります。次に、認定第2号「令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。22ページをご覧ください。歳入117億9,681万6,341円、歳出113億3,474万342円、歳入歳出差引額は4億6,207万5,999円となったものです。次に、44ページをご覧ください。介護保険特別会計の実質収支に関する調書です。区分4の翌年度へ繰越すべき財

源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の4億6,207万6千円となります。次に、認定第3号「令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。46ページをご覧ください。歳入572万円、歳出561万5,904円、歳入歳出差引額は、10万4,096円となったものです。次に、52ページをご覧ください。代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書です。区分4の翌年度に繰越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の10万4千円となります。次に、議案第8号「令和4年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）について」ご説明します。109ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ3,568万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,470万9千円とするものです。次に、112ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第1款、分担金及び負担金を138万6千円増額、第7款繰越金を2,738万3千円追加、第8款、諸収入691万5千円を追加するものです。これにつきましては、第1款、分担金及び負担金では、令和3年度から繰越した構成市負担金を現年度へ充当した結果、不足分138万6千円を増額するものです。第7款、繰越金では、前年度決算により、2,738万3千円を計上いたします。内訳としましては、霊柩車購入基金積立金9万円、重層的支援体制整備事業交付金1,676万9千円、構成市負担金分1,052万4千円を繰越するものです。第8款、諸収入では、691万5千円を増額するもので、令和3年度の低所得者保険料軽減負担金追加交付金となっています。次に、113ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第1款、議会費は、9月開催予定の議員研修会講師謝礼等、また、11月実施予定の県外視察研修に伴う費用として、83万1千円を計上するものです。第2款、総務費は4月の人事異動に伴う増額分です。第3款、民生費は、低所得者保険料軽減負担金繰出金を635万円、重層的支援体制整備事業交付金繰出金144万3千円、合計779万3千円を増額したものです。第4款、衛生費は、代官山斎苑の空調設備等の改修工事費用1,550万4千円、人件費10万円、合計1,560万4千円を増額したものです。次に、議案第9号「令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明します。119ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、3億9,050万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ122億6,774万千円とするものです。次に、122ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第2款、分担金及び負担金では、前年度の事業費確定に伴い、構成市負担金8,837万9千円減額するものです。第4款、国庫支出金では、保険者機能強化推進交付金などを計上し、900万5千円を増額しています。第7款、財産収入では、介護保険財政調整基金の利子分1万4千円を計上しています。第9款、繰入金では、低所得者保険料軽減負担金繰入金を635万円、重層的支援体制整備事業交付金繰入金を144万3千円増額するも

のです。第10款、繰越金では、前年度決算により、4億6,207万6千円を計上しています。充当先としまして、財源更正いたします構成市負担金のほか、国、県、支払基金への返還金、基金積立金が主なものです。次に、123ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第1款、総務費では、総務管理費で90万円、保健福祉事業で構成市の委託料として881万4千円、使用料及び賃借料で、フレイルサポーターの視察研修のバス借り上げ料19万1千円を計上しています。第5款、基金積立金では、介護保険財政調整基金積立金として1億7,282万9千円、介護福祉推進基金へ378万8千円を積み立てるものです。第6款、諸支出金では、国、県、支払基金への返還金など2億398万7千円を追加計上するものです。次に、議案第10号「令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）について」ご説明します。130ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ10万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ242万8千円とするものです。次に、133ページをご覧ください。事項別明細書の歳入ですが、第4款繰越金では、令和3年度からの繰越金10万5千円を計上しております。一方、134ページの歳出では、第2款諸支出金として、歳入と同額の10万5千円を代官山墓地基金に積み立てるものです。以上、認定第1号から議案第10号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀田あけみ）提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

○議長（堀田あけみ）上程議案第1号から第3号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）嶋屋昭則代表監査委員。

○代表監査委員（嶋屋昭則）議長のご指名をいただきましたので監査委員を代表いたしまして、令和3年度坂井地区広域連合各会計の決算審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法の規定に基づきまして、坂井地区広域連合長から審査に付されました令和3年度坂井地区広域連合一般会計、介護保険特別会計、代官山墓地特別会計における歳入歳出決算書及び決算付属書類、並びに財産に関する調書、また、基金の運用状況に関する調書等について、令和4年7月15日に、佐藤監査委員と審査を行います。

した。審査に当たりましては、高田事務局長をはじめ、関係担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。その結果、一般会計と2特別会計の決算につきましては、それぞれ決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とも係数は正確であることを認めました。また、事業執行に当たってはどの部署においてもよく検討の上、創意工夫して、実施されていたところでございます。それでは、決算の概要について申し上げます。まず、収支の状況ですが、お手元の各会計決算審査意見書の56ページ第3表をご覧ください。一般会計の歳入決算額は、5億1,458万8千円、歳出決算額は4億8,720万5千円で、形式収支は2,738万3千円となっております。前年度と比較して、歳入が61.7%、歳出が55.6%のそれぞれ増となっております。意見書の57ページ第5表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が66.4%で30.3%の増、依存財源が33.6%で208.8%の増となっております。依存財源の増につきましては、坂井市が重層的支援体制整備事業を開始したことに伴い国や県の負担額が増えたことによるものです。主な事業につきましては、議会費でワイヤレスマイク増設機器や一般質問用のタイマーを購入して議会運営の充実を図っており、環境衛生費では、代官山斎苑の火炉台車耐火物取替等工事や雨樋の修繕を行い施設の維持に努めております。また、し尿処理費では、し尿等収集運搬新体制計画移行等支援業務をコンサルに委託し、業者、関係市担当課、広域連合の三者が協議を行い、収集車の減車台数や減車補償について合意に至っております。次に、意見書の59ページ第8表をご覧ください。介護保険特別会計の歳入決算額は、117億9,681万6千円、歳出決算額は113億3,474万円で、形式収支は4億6,207万6千円となっております。前年度と比較して、歳入が0.5%の増、歳出が1.4%の減となっております。意見書の61ページ第10表をご覧ください。性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が39.6%で2.6%の増、依存財源が60.4%で0.9%の減となっております。主な事業につきましては、第1号被保険者保険料の賦課徴収について、収入未済額が3,399万9千円で、未納額率は1.2%、また、不納欠損額は1,428万5千円で前年度と比較すると、415万9千円の減となり、徴収事務に努力は見られますが、構成市とも更に連携を図り、引き続き適正な徴収の取り組みをお願いするものであります。介護給付費の適正化については、介護給付適正化システムの活用により、国保連への医療情報と突合し、不当なサービス請求を把握しながら指導が実施されていたところであります。また、介護保険施設等への指導については、前年度に比べ返納金が増加しており、適切な指導をお願いしたい。介護保険サービス給付費については、前年度と比較して0.3%の減で、第8期介護保険事業計画値に対しては、95.2%、予算額に対しても95.2%の執行率でありましたが、サービスの内容を精査し、適切なサービス提供に今後とも努めていただきたいと思います。

思います。次に、意見書の 63 ページ第 13 表をご覧ください。代官山墓地特別会計の歳入決算額は、572 万円、歳出決算額は 561 万 6 千円で、形式収支は 10 万 4 千円となっております。前年度と比較して、歳入が 100.4%、歳出が 157.3%のそれぞれ増となっており、性質別歳入決算額の構成比率は自主財源が 100%となっております。墓地の貸付については、令和 2 年度が 13 区画であったのに対し、令和 3 年度は 9 区画の貸付を行い、197 万 4 千円、28.9%の減となっております。近年、墓地の貸付区画数が当初見込みより少なく、代官山墓地基金から繰り入れを行う傾向にあります。有効な対策を講じて墓地の貸付促進に努めていただきたいと思います。次に、基金の状況ですが、意見書の 56 ページ第 2 表をご覧ください。一般会計に 2 つの基金、特別会計に 3 つの基金があり、それぞれの基金の令和 3 年度末残高は、廃棄物処理施設整備基金が 988 万 4 千円、霊柩車購入基金が 2,228 万 5 千円、介護保険財政調整基金が 6 億 2,231 万 3 千円、介護福祉推進基金 1,683 万 4 千円、代官山墓地基金が 1,212 万 7 千円で、5 つの基金の合計は 6 億 8,344 万 3 千円となっております。基金は、将来の施設整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものであります。設置目的に沿った積立と効率的な運用を心がけ、一層の有効活用に努めていただきたいと思います。各会計執行の状況及びこれに対する意見につきましては、既に連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べてあるとおりであります。皆様方にはお手元にご配付申し上げてございますので、ご高覧いただきたいと思います。これからも、広域行政での取り組みが地域住民の福祉の向上、加えて業務の効率化、経費の節減に寄与されることを期待いたしまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（堀田あけみ）ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞様でした。

◇一般質問◇

○議長（堀田あけみ）日程第 4、これより一般質問を行います。一般質問の時間は質問者の質問及び理事者側の答弁の時間を併せ 30 分間です。また、終了 5 分前になりましたらベルを鳴らします。

それでは、一般質問は通告順に従い、17 番、畑野麻美子議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17 番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）17番畑野麻美子です。通告に従いまして一般質問を行います。大きく2点ございます。まず1点目、要介護認定者に特別障害者手当の周知を。特別障害者手当は、精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上の人に支給されます。手当の認定については、国が示す障害者程度の一定基準により医師の診断書で判断されるため、障害者手帳の有無に関わらず、介護認定の要介護を受けている人でも支給の対象になる場合があります。施設や病院に長期入所、入院していない場合にかなり広く対象になり、手当は月額23,700円、年間327,600円です。老々介護など在宅介護や、ヤングケアラーには大きな支援となる可能性があります。特別障害者手当は県内で、654人しか受けていません。特別障害者手当の周知をしてください。1点目、坂井地区において、特別障害者手当を受給している人はあわら地区、坂井地区に何人でしょうか。2点目、長期入院・入所されていない要介護認定を受けている人に制度の対象になるかもしれないという案内をすべきです。

大きく2点目です。地域包括支援センター体制のさらなる充実を求めます。地域包括支援センターは広域連合により委託され、坂井地区に5箇所あります。あわら市は構成市で坂井市は4地区に1ヶ所ずつ、その内3ヶ所は民間に委託され、坂井地区は社協に委託されています。あわら市は、あわら市役所の中にあるため、高齢福祉などとの連携もとりやすいです。しかし、委託先の母体から離れたところに事務所を持っているところは、人的にも相談内容についても、連携がとりにくい状態です。年々、相談内容も複雑化し難しくなっていると同時に、今後の高齢者社会に対応するためには、地域包括支援センターの委託費も含め、体制の充実が求められます。地域包括支援センターは、高齢者福祉になくってはならないものです。センターの職員は、住民（高齢者）に一番近いところにいるわけですから、勤務時間外でも家を訪問したり、電話を掛けてくれたりと親身に対応してくれています。運営協議会もありますが、生の声は聞けません。母体の理事長や専門家、学識経験者、職員などとの話し合いを行い、何が課題かをひも解く場が必要です。そこでお尋ねします。令和4年度の委託費の内訳はどのようになっていますか。現在、物価高騰の影響については助成されていますか。2点目、職員の体制は充分でしょうか。3点目、地域包括支援センターの体制をよりよくするために、委託先や専門家、学識経験者を含め、何が課題かを話し合い、検討する場が必要です。以上、一般質問とします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝）畑野議員のご質問にお答えします。

私からは1番目の特別障害の2点目、それから2番目の地域包括支援センターの体制についての3点目についてお答えを申し上げ、残りは事務局長から回答させていただきます。まず、1番目のご質問の2点目、特別障害者手当の周知に関しまして、長期入院・入所されていない要介護認定を受けている人に制度の対象になるかもしれませんという案内をすべきではないかについて、お答えします。手当の認定については、国の示す障害程度の認定基準により医師の診断書で判断されるため、障害者手帳の有無にかかわらず、介護保険の要介護認定を受けている方でも、特別障害者手当を受給できる場合がありますとご紹介いただいたとおりでございます。まず、構成市、あわら市、そして坂井市において広報誌による周知を図ることとしております。よく住民の方に対して、全員の方に周知をしていくということでございます。また、広域連合といたしましても今後要介護認定を受けている、要介護4と要介護5の方には特別障害者手当の案内、そしてチラシを同封して周知したいと考えております。さらにこれからの要介護認定の際にも介護認定結果通知に特別障害者手当の案内とチラシを同封して実施してまいります。同時に、ケアマネジャーさんにも案内を行うとともに、広域連合広報紙やホームページを活用した制度の周知に努めたいと考えております。

次に2番目のご質問の3点目、地域包括支援センターの体制をよりよくするために、委託先や専門家、学識経験者を含め、何が課題かを話し合い、検討する場が必要ではないかというご質問について、お答えします。当広域連合では、地域包括支援センター運営協議会を年2回開催しております。私も1回目の会議に参加をさせていただきまして、いろいろな報告、そして議論含め協議をさせていただいております。坂井地区内の5か所の地域包括支援センターの取組み状況について報告を求めまして、状況把握あるいは課題の把握に努めているほか、事業評価を行い、課題を洗い出し検討や改善を行っているものでございます。今後も、運営協議会の意見を踏まえ、運営協議会はもとい適切、公正かつ中立な運営を確保するとともに、センターのさらなる機能強化が図られるよう、関係市と連携を一層密にしてまいりますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願ひします。以下につきましては、事務局長から説明申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）

続きまして、1番目の質問の1点目「坂井地区において、特別障害者手当を受給している人は何人か」について、お答えいたします。関係市に確認しましたところ、令和4年7月31日現在で、あわら市で32人、坂井市で85人、合計で117人です。

次に、2番目の質問の1点目「令和4年度の委託費の内訳はどのようになっているか。現在、物価高騰の影響について助成はされているのか」について、お答えいたします。あわら市は、直営型であわら市健康長寿課内にあわら地域包括支援センターが設置されています。委託費の内訳は、3,718万円の内、人件費2,684万4千円、事務費1,033万6千円です。坂井市は、三国、丸岡、春江、坂井の4つの生活圏域ごとにセンターを民間委託しておりまして、委託費は、実施主体である坂井市と地域包括支援センター設置法人との業務委託契約に基づき支出されております。4地区地域包括支援センター委託費9,470万円の内、人件費8,930万円、事務費540万円です。また、物価高騰の影響による助成については、契約に基づく支払いのほかは、別途助成は行っていないと聞いております。県内で、地域包括支援センターの運営形態を委託としている福井市、越前市にも確認したところ、別途助成は行っていないそうです。助成につきましては、今後、状況をみながら検討して参りたいと考えております。

次に、2番目の質問の2点目「職員の体制は充分か」について、お答えします。当広域連合におきましては、地域包括支援センターの人事等の実質的な裁量はございません。坂井地区の地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職3職種を置く点と、高齢者人口等を踏まえた職員配置がされており、十分な職員体制と聞いております。以上で終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）今ほどの答弁で障害者手当を受給している人は何人かという答弁で、あわらが32人、坂井が85人ということでした。この数字ですけれども、介護予防4、5の認定を受けている人、坂井地区では要介護ですと1から5までですけれども3,400人また、あわら市ですと1,250人そのような数字になっていますけれども、それに比べて大変少ないように思います。これは周知がされていないからではないかなと思います。私もちょっと調べてみましたら、あわら市ですけれども申請を出すのが、その年度一人とかね二人の方しか申請を出していません。坂井市などもそんなに申請が出ているわけでもなく、あわら市ですと令和元年度で申請件数1件、2年度だと3件、3年度だと4件。坂井市ですと、令和元年度で15件、2年度で19件、3年度で10件とい

う大変少ない数になっています。先月ですか、私のところにも電話がかかってきて、申請用紙はもらえるんだけど、お医者さんに行ったら書かれんて言われたそうなんです。結局申請もできなくて、書いてもらうこともできなかったということで大変残念だなと思いましたので、坂井市の障害者の福祉の方に行きましたら、今回はお医者さんに持っていく申請書にもお医者さん宛てのお手紙を付けて出してもらっています。そういうことも含めると、病院でも先生でもあまりはっきり知らない方がいらっしゃるということでそちらのほうにも周知をお願いしたいと思いますけどいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）今後は、関係市と協議をしまして、周知の方法をもう一度検討したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）ぜひ、お願いしたいと思います。一人暮らしの人も申請ができるのかどうかを知りたいのですがその点はいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）今の畑野議員さんの条件では対象になるかわかりませんので、もっと詳しい状況を聞かせていただきたいなと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）介護4、5の人には、必ず案内がいくという答弁でしたが、介護1でも一人暮らしをしていますとエアコンをかけておいてもコンセントを抜いてしまうとか、冷蔵庫にあるものは何でも食べてしまっていたりとかそういうことがあったりします。一人暮らしの人で非課税世帯の人で介護利用の負担軽減を受けてい

るんですけど、さらにこういう手当が受けられれば、サービスをもっとたくさん使えるようになるのではないかなと思いますので、一人暮らしをされていて介護1、2の人にもぜひケアマネさんを通じて周知をしていただきたいと思いますなと思いますけどいかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）先ほども連合長が答弁しましたが、ケアマネジャーにも案内をしたいと思っております。そして、今一人暮らしの方でヘルパーさんとかケアマネジャーさんでも代理の方でも申請が可能ということも関係市から聞いております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）ぜひ、しっかりと周知をしていただいて、この手当で十分なサービスを受けられたり、暮らしの糧になったらいいなと思いますのでよろしく願いいたします。次ですけども、地域包括支援センターですが、今ほどあわら市の委託費と坂井地区の委託費を教えてくださいましたけど、この坂井地区、三国丸岡春江坂井についての細かい数字が分かりましたら教えてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）広域連合が坂井市に委託しておりまして、坂井市に確認したところ、坂井市では令和3年度から令和5年度については同じ数字なんですね。先ほどいった人件費以外の内容については把握しておりません。

三国地区が2,500万円、丸岡地区が2,970万円、春江地区が2,500万円、坂井地区が1,500万円合計で9470万円です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）ありがとうございます。この金額が妥当なのかということは、私も調べていないしわからないですけど、それでもいろんな声は聞こえてきていま

す。例えば、センター長が兼務されているところがほとんどですけど、あわら市などは役所内にありますから、事務員はいなくても済む。また、センター長は健康長寿課の課長が兼務されている。そういう優遇ではないですけど、母体の特性も活かされていると思いますけど、他のところだと、母体とセンターが切り離されているので、なかなか母体の力を借りてくださと言われても母体の特性を活かしようがないのではないかなと思います。それと体制ですけども、人数なんかねあわら市さんは10人以上体制に入っていますし、三国や丸岡と比べずっと体制が強くなっていると思います。そういうことも考えますと、お金と職員の体制は切り離すことができないので、このところを一度いろんなことを検討する場を設ければ、本当の生の声が聞けるのではないかなと思いますけどいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）坂井市では担当課の高齢福祉課と4地区の地域包括支援センターとの連絡会を月1回開催していると聞いております。今後、広域連合がどのように携わっていくべきか慎重に協議、検討したいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）広域連合がどのように関わっていくかも大事ですし、構成市の福祉課もどのように関わっていくのかもとても大事なことですけども、現場にいる人の声、また理事長さんの声もしっかり出せる場を持つことが大事ではないかなという風に思います。また先ほどお金の事も言いましたけど、センターの場所を借りますと、建物の維持費がかかりますけど構成市ですと建物の維持費というのはね、一軒借りるよりは高くないと思いますし、そういう点で提案なんですけど、丸岡支所の近くに丸岡包括支援センターがあります。そのセンターに頼まれているわけではないですけど、社協が丸岡支所に入ったように、支所の中に包括支援センターが入れないかを思うんですけど、そういう点についていかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局長。

○事務局長（高田八千代）この質問については、広域連合単独では答えにくいと思いますので、今後関係市と協議したいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）なかなかここだけでは、決めかねると思うんですけど、もし委託先がもうやりたくないと思って辞めてしまったら、地域包括支援センターの場所は変わってしまうことになってしまう。そういう点も含めて、私は丸岡支所に入っているといいなと思っていますので、そういう方向でも考えてみていただきたいなと思います。それと包括支援センターは、どちらかといえば女性職員が多い。全て女性職員なのでいろんな問題、いろんな相談内容が入ってくるわけですから、男性職員もいてもらえると助かるという話も聞いていますが、なかなか賃金の関係で男性職員は入ってくるのが少ないかなと思っています。今、重層的で社協の方が入ってますけど社協の方は、いろんな福祉で相談に行ったときに、周りにいろんな人がいてくれることで、安心するという事も聞いています。包括支援センターも単独でそこにあるよりは、公的な場所でやれるといいかなと思いました。最後なんですけど、話し合う場、課題を出し合う場を運営協議会ではなかなか声が出てきません。私も運営協議会に入っていて、どうですかと聞いても、ほとんど黙っていらっしゃいます。あまり言えない雰囲気があるので、いろんな専門家や顧問弁護士さんなど、そして地域の人も入ってもらって、課題を話し合う場を作っていただきたいなと思います。そして、包括支援センター、母体の方とも協議して行っていただきたいなと思いますけどいかがでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝）もちろん、運営協議会だけが協議の場ではないと思います。それに至るまでトップの方だけでなく、いろんな方を交えながら運営協議会の場に至るまでに準備も含めて協議はしてますし、形骸とおっしゃいましたけど、時間的な制約はありましたけど私が出席した今年の協議会は、割と本音のやり取りも少しみえたので、時間が少し足りなかった面もあるので、その辺工夫しながら運営協議会のなかでも本音の議論ができるようにしますし、加えて協議会以外でもそういった方々の意見を聞いて

いきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）本当に地域包括支援センターの方は一生懸命、お仕事をしてくれていますし、高齢者社会にとっては本当になくってはならない場所ですので、私たちの大きな拠り所となっておりますので、この人達が生の声を出せる場、そしてそこに専門家や学識経験者がいて、なんでも話し合っって課題を紐解いていく場、そういう場を構成市とも力を合わせてやっていきたいということでしたので、ぜひこのような場ができて、みんなが声を出しあえて働きやすい場になっていくようさらに求めて終わりたいと思います。

○議長（堀田あけみ） 暫時休憩いたします。

再開はあの時計で2時35分に再開いたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時32分 再開）

○議長（堀田あけみ） 会議を再開いたします。

通告順に従い、12番、辻人志議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 12番、辻人志議員。

○12番（辻人志） 坂井市議会の辻人志です。先の通告に従い一般質問をさせていただきます。畑野議員とはガラリと話題を変えまして、代官山墓地の現状と課題について質問をさせていただきます。代官山墓地は静かで豊かな自然環境に恵まれた丘陵地にあり、多くの市民の皆様にご利用いただいているところです。ただ、最近家族が遠方に引っ越したり、子どもさんの世代がお墓を継ぐ意思がなかったりなどの理由から、お墓の維持管理ができなくなり、全国的に墓じまいが増加していることが指摘されています。お墓参りや掃除をしてくれる人がいなくなって、経年劣化が激しくなったり、無縁仏になったりしたお墓は、見ていてとても切ない気持ちになります。お墓は、故人と今生き

ている家族をつなぐという精神的な役割があり、お墓参りで故人を思い出すことによって、先祖と自分という縦のつながりを維持し、新たな安らぎを築いていくことができるものであると考えます。さらにお墓の副次的な効果として、今生きている親族をつなぐという役割を担っていると思います。お盆でお墓のある実家に帰省する兄弟や親戚は多いと思います。普段はばらばらになっている兄弟や親族を1つに集め、横のつながりも維持してくれていると考えます。代官山墓地が、故人を思い出し、今生きている家族の絆を深める役割を果たしてほしいという観点から以下質問します。最初に、現在の使用状況についてお尋ねをします。全区画数に対する貸付済み区画数および未貸付区画数と貸付率、そして直近3か年の新規貸し付け数の推移をお伺いします。次に、お墓の管理体制、管理状況についてお伺いします。日常的にどのように墓地を維持管理しているのかをお聞かせください。3番目に、使用料のほかに維持費を徴収しているようですが、これは毎年徴収しているのでしょうか、またそれはどのような費用に充てられているのでしょうか、お尋ねをします。4番目、お墓参りや掃除をしてくれる人がいなくなって、無縁仏状態になっているお墓はあるのでしょうか。現状をお教えいただくとともに、それらのお墓をどのように管理しているのか、また今後どのように取り扱っていくのかをお聞かせください。最後に、先ほども申し上げましたが、全国的に墓じまいが増加していると言われていますが、代官山墓地の状況はどうなっているのかをお伺いします。墓じまいの事例があればお示しいただきたいのと、墓じまいについての問い合わせがあるのであればどのような内容であるのかお聞かせください。以上、お伺いして私の一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 池田広域連合長。

○広域連合長（池田禎孝） 辻議員のご質問にお答え申し上げます。私からは、4点目と5点目について、お答え申し上げ、残りについては、事務局長からお答え申し上げます。まず、4点目のご質問。無縁仏状態にあるお墓はあるのか。それらのお墓をどのように管理、それから今後の取り扱いについてでございます。無縁仏は色々な定義があると思いますが、一般的には、お葬式や供養をする親族や縁者がいなくなった故人やお墓のことと言われているかと思います。いろいろな社会情勢の形態の中で無縁仏は本地区に限らず、県内でも見られていると伺っております。代官山墓地につきましても、手入れや清掃がされず無縁仏と思われるお墓は残念ながらいくつもある実態がございます。そう

したお墓につきましては、様子を見ながらこちらのほうで除草を実施して管理しております。同時にできる限り親族に連絡をとりまして、管理をお願いしているところがございますが、それでも無縁仏になっているお墓については、将来的には広域連合側、我々側で供養と墓じまいが必要になってくると考えております。次に、5点目の質問、全国的に墓じまいが増加しているが、代官山墓地の状況はというご質問にお答えします。代官山墓地に限らず、普通のといいますか、お寺の中でも墓じまいがあるという実態を聞いておまして、私の近所のお寺でも墓じまいがあるというようなことを住職から聞いてございます。代官山墓地も50年近く経っているところもございます。当時の使用者から子やお孫さんに使用者が承継されているケースも増えてきております。その一方で、その方々のお子さん、お孫さんが県外に移住しまして、お墓の管理ができないとの声を頂戴し、墓じまい又は改葬を行いたいとの問い合わせまたは実際に実施する事例が、年に数件あるといった実態がございます。以下については事務局長から答弁をいたします。

○事務局長（高田八千代）続きまして、1点目の質問の「代官山墓地の現在の状況」について、お答えします。代官山墓地は、全部で1,383区画あり、令和4年7月31日時点での貸付区画数は1,287区画、未貸付区画数は96区画、貸付率は、93.1%となっております。直近3か年の新規貸付数は、令和元年度は4区画、令和2年度は12区画、令和3年度は9区画となっております。次に、2点目の質問のお墓の管理体制、管理状況について日常的にどのように墓地を維持管理しているのかについて、お答えします。代官山墓地は、代官山斎苑と同じ指定管理者に運営を委託し、ごみの回収や木の剪定などを実施しています。また、各区画の使用者の管理については、広域連合総務課で行っております。墓地の清掃については、貸付している区画はその区画の使用者が行っておりまして、未貸付の区画は、指定管理者が除草を実施しております。次に、3点目の質問の使用料のほかに維持費を徴収しているようであるが毎年徴収しているのか。また、それをどのような費用に充てているのかについて、お答えします。現在、維持費は貸付を行う際に、使用料と一緒にいただく一回限りの納付となっております。いただいた費用については、指定管理者委託料や敷地の柵の修繕、手すりの設置など利用者の安全性や利便性に繋がるものに使用しております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）12番、辻人志議員。

○12番（辻人志）概ね了承いたしました。3点目のですね、使用料の他に徴収している維持費ですね、今の答弁ですと一回限りということでありましたが、私これを毎年徴

収しても良いと思っています。使用者の借りている方の所在確認にもなりますし、これは一回限りというのではなくて、墓の維持費に充てられるわけですから、金額は考える必要がありますけども、毎年徴収してもいいのではないかと思いますので、ご検討をお願い致します。答弁は結構です。それから、4番目の質問の中で、1点お伺いしたいのですが、この貸し付けられていた区画、こういったものをですね広域連合に返還する際には、使用者の負担で更地にして返さないといけないのかお伺いしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）高田事務局。

○事務局長（高田八千代）辻議員議員さんがおっしゃるとおり使用者の負担で、更地にしなければなりません。よろしく願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）12番、辻人志議員。

○12番（辻人志）わかりました。今回の決算の監査委員さんの決算審査の意見の中でもやはり貸付促進に努めていただきたいという意見もありました。墓地公園内の美観、こういったものを維持して監査意見にあるように利用者にとって快適な環境作りをお願いしまして私の一般質問を終わります。

○議長（堀田あけみ）続いて、通告順に従い、15番、永井純一議員の一般質問を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）15番、永井純一議員。

○15番（永井純一）皆さま、こんにちは。坂井市の永井でございます。当連合議員として久しぶりの一般質問でございますので、議長のお許しを得て質問をさせていただきます。今、長期化しているコロナ禍、医療・介護・広域連合職員の方々には、深く感謝を申し上げます。当広域連合は、坂井地区在宅ケア将来モデル事業として全国に先駆けで取り組み、皆様の努力で体制整備してこられたと承知はしております。この事を核と

いたしまして、地域包括ケアシステム構築を2025年目指して取り組んでおります。当議会でも住みなれた地域で誰でもが自分らしく暮らせるようということで多くの方が一般質問などで取り上げてきました。そこで、2025年を目前にしていることで、どこまで進んでいるのかなということも含めまして、また坂井市において池田坂井市長のこれまでの言動からも推察をいたしますと、本当に市民の幸福のためということで福祉に重点を置くというふうにも言われております。このことから地域包括ケアシステム構築は最重要課題の一つと捉えておられるのではないかと考えております。そこで以下連合長としての所感をお伺いいたします。1点目に当広域連合における地域包括ケアシステム構築の取り組みの感想と解決しなければならないと思う課題点についてお伺いをいたします。2点目にこれまで大きな課題の一つに人材不足、人材育成ということが言われてきておりますが、その解決への方策があればお伺いをいたします。3点目に医師会などの協力は、大きな力となっていると思います。さらなる強化ができないかと考えているところであります。その一つに、歯科医師会と理学療法士の連携、協力、活用であります。介護者にとって大きな力になっていくと思いますが、お考えを伺います。また、あわせて歯科医師会・理学療法士との連携の現状をお伺いできればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上一般質問といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝）永井議員のご質問にお答え申し上げます。まず、地域包括ケアシステムの構想に関して、1点目のご質問、当広域連合における地域包括ケアシステム構築の取り組みの感想、解決しなければならないと思う課題について、お答え申し上げます。超高齢化、人口減少の対応のためには、地域包括ケアシステムの実現、レベルアップは、大きな課題と考えております。一方で、当広域連合が、在宅における医療・介護の連携強化、高齢者の自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの質的向上の支援等、地域包括ケアシステム構築の一翼を担ってきたことの意義は大変大きいと感じております。人生100年時代というなかで、医療・介護・検診データの分析に基づく、効果的なフレイル予防、介護予防の実施、健康課題の早期把握が、今後の課題と考えております。また、地域活力を維持していくためには、元気な高齢の方々が、地域の重要な担い手がいろいろなところで活躍していただくことが大事かと考えております。これまでに培ってきた豊富な経験あるいは技能を生かし、介護現場を含むあらゆるところで、これまで以上に活躍していただくような環境の整備、例えば、高齢者の就労に係る「担

い手」と「雇い手」のマッチングを支援する相談窓口が必要ではないかなと考えております。2点目のご質問、これまでの大きな課題の一つである人材不足、人材育成についての解決方策について、お答え申し上げます。人材不足は大きな課題だと思っております。いろいろな事業所の方とお話させていただいても、皆さん一番の課題は人材確保とおっしゃっております。介護の分野を長期にわたって支えるこうした従事者を確保するために、若者への介護職に関する様々な手段での情報提供あるいは介護サービス事業所への就職につなげる取組が必要であり、当広域連合といたしましても、昨年度から坂井地区内の小・中学生を対象に介護の仕事出前講座を実施しております。こうした小・中学生に介護の仕事の魅力を伝えていくことによって、将来の進路の選択と捉えていただきたいと考えております。また、外国人介護人材の受入も有用な手段というふうに考えております。今はコロナで進んでいない部分もありますけれども、外国人の介護人材の受入れを進めるには、外国人にとって魅力的な受入れ体制の整備ということが必要でございます。当広域連合としましても、県、構成市、介護保険事業者と連携いたしまして、どういう受け入れ態勢が必要か考えてまいりたいと考えております。一方、人材育成でございますが、坂井地区内の介護保険事業者で組織いたします、介護保険事業者ネットワークさかいと連携しまして、認知症ケア等専門的知識の習得や技術の向上を目的とした研修会を開催しております。また、介護従事者のキャリアパスの確立に向けた指導がありますとかそういった取り組みを行っているところでございます。加えて、人材育成には、職場の中でやりがいがありますとかチームワーク、働きがいを見出せることが重要であるかと思っております。坂井地区内の事業者それぞれが自事業所の魅力の向上に取り組んでいただき、あるいは他の事業所の良いところを学んでいただき、そうしたところも我々としても伝えていきたいと考えております。次に、3点目の歯科医師会と理学療法士の連携、協力のご質問でございます。坂井地区では、県と東大との共同研究によりまして、坂井地区医師会を中心に多職種の連携を核とした在宅ケア体制を構築しております。全国的にも先進的な事例として評判となっているわけでございます。現状の連携でございますが、坂井地区在宅ケア推進連絡協議会がございまして、歯科医師会、理学療法士会を含め各職能団体の代表者で構成されております。その協議会の中で各職種の在宅ケアの取組み、あるいはそれぞれの取組みを進める上での課題を報告いただいて、課題の共有と課題の解決の協議を行っております。例えば、歯科医師会、理学療法士会の取組み事例でいいますと、歯科医師会と連携したいいわゆるオーラルフレイルです。特に介護予防については、食べることと動くことが非常に大事であると思っております。そうした意味では歯科医師会、理学療法士会との連携は大事かなと思っております。歯科医師会と連携したオーラルフレイルの重要さの住民への広報誌を用いた周知あるい

は、先ほどもございましたフレイルサポーターを対象としまして、オーラルフレイルに関する研修会、パタカといった研修会あるいは、フレイルチェックで確認された口腔機能の低下者への歯科への受診を推奨するというも行っております。一方、理学療法士会との取り組みでいいますと、通いの場が各地区にございますので、そうした場に理学療法士等のリハビリテーションの専門職を派遣しまして、身体機能の維持に努めてもらうとか、あるいは研修会、介護支援専門員向けの研修会にリハビリテーションの専門職、理学療法士、場合によっては栄養士を研修会に派遣しているといったことも行っております。今後も、歯科医師会、栄養士会と連携して地域リハビリテーションの推進に取り組んでまいりまして、在宅介護者の支援の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 15番、永井純一議員。

○15番（永井純一） それでは再質問をさせていただきます。2025年は目の前でございますし、また高齢者のピークといいますか2040年も刻々と近づいてまいります。その中で在宅医療介護連携の在宅ケアというのか、全員を施設の方で看れないということでもありますので、やっぱりこの在宅ケアというのが大事かなと思っておりますし、そこでやっぱりしっかりと、今までも例えば、伊藤議員も実質的に看れるのですかと質問があったかなと思いますけども、本当にそうでなければ、多くの介護難民を生んでしまうということにもなりかねないということなので本当に一つ一つ具体的に需要と供給になるかなと思いますけどもそういった面を一つずつ埋めていく作業というのか、一口に人材確保といっても並大抵ではない。当然、介護従事者もそうですし、また在宅医療を担う先生方だとか24時間訪問介護にしても一つの体制はできてますけども、全てを対応できるという状況では、ないように思いますのでそこをどうやって少しずつ対応できるようにしていくのが一番重要なことだと思いますので、もうあまり時間もありませんので今仰ったようなこともやりながらですね、一つは今の現状のなかでは歯科医師会と理学療法士会の話がありましたけども、先生方も含めて言い方は悪いですけどももう少し活用といいますか、頑張ってもらえたらもう少し回るんじゃないかなと思いますも私の中でありまして、今回のコロナ禍の中でもワクチン接種の体制というのを医師会の先生に協力いただいて、坂井市の場合も集団接種だとか病院の接種もそうですけども、大変ななか出てきていただいて体制を作れたという、皆さんでもう一つ頑張ってくださいというのか、知恵を出しながら、何か在宅ケアに向けて皆さんがよっていただいて、それも歯科

医師会も当然、立場も違う、やり方も違うと思いますが、その辺も含めてその人にあった介護というのを確立していくというのか、そういった意味で歯科医師会の先生方もまだまだ関わっていただけのではないかなという思いと、理学療法士も今おっしゃったようにフレイルとか介護予防という意味では非常に重要な活用というか大事な事だと思いますので、もう少し入り込んでいただいてやっていくというのが大事かなと思いますので、ここを実質的にどう組み合わせるかっていうのかということも含めて、もう少し分析もしていただきながら必要などころにということでも話し合いというかできないかなと思うんですけど、その辺の体制としてはどうなのかお聞きしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝）はい、ほんとにどういうんですかね、いろんな職種が協力しながら、それぞれの中で頑張ってもらおうということがベースになってくると思っております。これまでも坂井地区はですね、医師会含めいろんな団体の方のつながりあるいは組織力が強い地区でございまして、ほんとにほかの地区ではなかなかできないような物事が進んできているというふうに聞いてございます。そうした中で、少し2年、3年ですね、コロナということがありまして、実際の活動がもしかするとできない部分もあったのかなということが推察されます。そうした中で、これからですね、今、永井議員おっしゃったように、いろんな職種の方の多くの方ですね、すべての方にひと頑張りしていただくというふうことが大事かなというふうに思っております。先日も協議会の中で、歯科医師会の副会長の方が、永井議員も聞いていらしたかと思いますが、まだまだ自分は勉強不足だと。もっともっとやるべきことがあるかもしれないので、教えてほしいと。あるいは勉強したいというふうなこともおっしゃっていただいたので、非常に嬉しかったですし、ある意味お一人に限らずですね、そうしたことをもっともっと増やしていく必要がありますし、増やしていきたいなと思ってございます。やはり一人の力は限られていますけれども、多くの方でケアをしていくという体制を整えるということが市民に対する安全安心含め、幸せにつながると思っていますので、これからどういうふうな手段あるいは取組みで実行できるか難しい面はありますけれども、各団体の皆さんともお話ししながら、体制も充実していきたいというふうに考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）15番、永井純一議員。

○15番（永井純一）ありがとうございます。ほんとに多くの方の協力っていうのか、先ほども連合長がおっしゃったことの中にも、高齢者自身もね、ほんとに力になっていただくとか、そういった地域の見守りとか、そういったこともまちづくり含めて当然重要になってくるのかなと思いますので、そこをしっかりと構築に向けてお願いをしたいというふうに思っております。あと、ほんとにごめんなさい。ここの職員さんもそうですし、市の職員さんもほんとによく頑張っていたいて、でも、限界がありますので、多くの力で構築していきたいなというふうに思っております。あと一つだけ具体的に、フレイル予防とかですね、まあ特に専門家でいいますと理学療法士さんとかが大事になってくるんですけども、介護計画の中にもですね、そういう方をきちんと入れていったらどうかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）池田広域連合長。

○連合長（池田禎孝）ほんとおっしゃる通りでございます、いろんな計画を作る、今、8期の計画は策定済みですけども、計画を作るそれから、毎年毎年実行して行って、評価といいますか精査あるいは、PDCAサイクルっていうんですかね、それが一番重要でございます。計画は作って終わりではなくて、いかにうまく実行させるところが大事なので、その計画がうまくいっているかどうかどう修正していくかということをいろんな専門家の方、いろんな職種の方に見ていただいて、計画だけじゃなくて、その期間の中でも工夫と言いますか充実できる部分はあろうかと思ったり、そういうことは必要だと思ったり。加えて、次の計画に向けた準備もまた、すぐ取りかかるべきところに来てまいりますので、そういう意味では多くの方のご意見といいますか、そんなところをしっかりと聞いてまいりたいというふうに考えてございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）15番、永井純一議員。

○15番（永井純一）ありがとうございます。ほんとにみんなで作り上げていくというのか、私たちもしっかりと知恵を出し合いながら、頑張っただけでまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。以上で、終わります。

○議長（堀田あけみ）以上で一般質問を終結いたします。

◇認定第1号から議案第5号の質疑、討論、採決◇

○議長（堀田あけみ）日程第5、認定第1号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）討論なしと認めます。これより、認定第1号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。したがって、認定第1号、令和3年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）次に日程第6、認定第2号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）17番、畑野麻美子議員。

○17番（畑野麻美子議員）17番、畑野麻美子です。認定第2号、令和3年度坂井地

区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対の立場で討論いたします。令和3年3月に策定された第8期介護保険事業計画において介護保険料が200円の値上げとなりました。平成30年からは、介護サービスの利用者負担は所得によって1割から3割になり、所得はあっても家庭事情は様々です。今回は予期せぬコロナ禍での保険料値上げとなり、前年度収入の30%減の方には保険料の返還をするなどの措置がありました。坂井地区広域連合は県内でも5番目に高いです。介護保険料は第1期から各期ごとに値上げを繰り返しており、第8期事業計画の基準額は第1期事業計画と比べると2倍近い金額となっています。この間、住民の所得は増えず、とりわけ年金取得者は年金受給額が減らされ、さらに現在は物価高で年金生活者の暮らしを直撃しています。このような時に住民の負担増に賛成することはできません。そして介護サービスの給付が増えれば増えるだけ保険料に跳ね返ってくるという現状の介護保険の仕組みを改め国や地方自治体の負担を増やしていく以外に根本的な解決方法はないと指摘し討論とします。

○議長（堀田あけみ）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）これで討論を終わります。これより、認定第2号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立多数です。したがって、認定第2号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）日程第7、認定第3号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）討論なしと認めます。これより、認定第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。したがって、認定第3号、令和3年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（堀田あけみ）次に日程第8、議案第8号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）討論なしと認めます。これより、議案第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ）起立全員です。したがって、議案第8号、令和4年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ）次に日程第9、議案第9号、令和3年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 討論なしと認めます。これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ） 起立全員です。議案第9号、令和4年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ） 日程第10、議案第10号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する質疑を許可いたします。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ） なしと認めます。これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（堀田あけみ） 起立全員です。したがって、議案第10号、令和4年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（堀田あけみ） ここで暫時休憩といたします。

配布がありますのでその間だけです。

（午後3時15分 休憩）

（午後3時16分 再開）

○議長（堀田あけみ） 休憩前に引き続き会議を行います。議員派遣の件についてを日程に追加して、追加日程第1とし、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀田あけみ）異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。追加日程第1、議員派遣の件についてを議題といたします。本件につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

◇閉議の宣告◇

○議長（堀田あけみ）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて会議を閉じます。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○議長（堀田あけみ）閉会にあたり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（池田禎孝）閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、大変お忙しい中、慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございます。特に、令和3年度決算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき、感謝を申し上げます。なお、本会議を通じ、論議のありましたご意見等につきましては、これを十分に踏まえ、今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、これからもまだ暑い日が続くと思います。議員各位におかれましては、お体には十分ご留意いただき、引き続き当広域連合の運営に対しご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◇閉会の宣告◇

○議長（堀田あけみ）これをもちまして、第74回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

○事務局主事（長谷川浩幸）御起立願います。一同、礼。

〔 一同起立・礼 〕

午後 3 時 19 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議長

議員

議員